

労働基準広報 2017 No.1935 9/11

CONTENTS

特集 労働基準法の適用範囲等のポイント ————— 6

業種を問わず基本的には すべての事業に適用される

労働基準法は、事業の種類を問わず、基本的には継続するすべての事業に適用され、適用は工場や営業所など「事業」(事業または事務所)単位である。国外では、出張業務の場合に適用され、国内事業で採用されていれば、国籍に関係なくすべての労働者が適用対象である。また、労働基準法が適用される労働者は、事業または事務所に使用され、賃金の支払いを受けている者であり、使用者は、事業主、事業の経営担当者、事業の労働者に関する事項について事業主のために行為する者である。今回は、労働基準法の適用範囲、適用単位、労働基準法の適用を受ける労働者、使用者の範囲などについてみていく。

(編集部)

●取材シリーズ／人事大事の時代＜事例編＞⑯ — 16

女性が長く働き続けられる環境を整備 プロの「人財」が現場で活躍

～株式会社シーポン～

●転ばぬ先の労働法〈紛争予防の誌上ゼミ〉— 26

第38講 労働審判の実例④ 配転命令の拒否(2)

広く行われてきた「隠れた懲戒処分」 人事権濫用か否か慎重に判断すべき

(北海学園大学法学部教授・弁護士 浅野高宏)

●ひと・はなし

蒲原基道 厚生労働事務次官 — 34

宮川晃 雇用環境・均等局長 — 35

●行政案内／平成29年度

全国労働衛生週間実施要綱 — 36

<今年度のスローガン>

働き方改革で見直そう

みんなが輝く 健康職場

●NEWS ————— 1

(中賃審・29年度地域別最賃改定の目安を答申)全国で22円から26円の引上げを提示／(厚労省・制度創設後初の集計)ストレスチェックの実施率82.9%、受検率は78%／(28年度・労災保険給付等の状況)支払総額は約7357億円、新規受給者数は約63万人／ほか

●本誌読者アンケート — 41 ●連載 労働スクランブル⑯(労働評論家・飯田康夫) — 42 ●労務資料

28年度 地方労働局雇用環境・均等部(室)での法施行状況②(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法) — 44 ●わたしの監督雑感 山形・新庄労働基準監督署長 松岡隆夫 — 54 ●労務相談室だより — 56

**アンケートへのご協力を
お願い致します(41ページ)**

労務相談室

回答者

育介法	[賞与算定期間などの明確な規定ない] 育休中の者の不支給は	48	弁護士・加島幸法
個人情報	[年休の取得状況を全社員で共有] 法的に問題あるか	50	弁護士・岡村光男
保険手続	[業務中の負傷を健康保険で受診] 必要な切り替え手続きは	52	特定社労士・三戸礼子

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

* * 本誌ご購読の皆様へ * *

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内